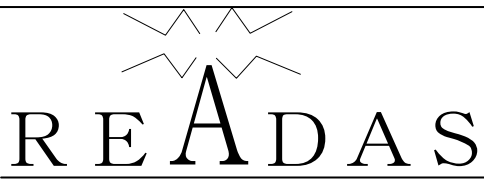


第 4606 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 7日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 税務調査が終了した場合

Q：税務調査が終了した場合には、どのような手続きになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

税務調査が終了した場合には、次のように取り扱われます。

①問題がなかった場合

実地調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がなかった場合には、その旨が書面で通知されます。

②非違があると認められる場合

調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、その内容が口頭で説明されます。その際には、必要に応じて、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示し、納税義務者の理解が得られるように十分な説明をするとともに質問等にはわかりやすく説明することとされています。また、その際には納付すべき税額や加算税、延滞税が生じることを説明するとともに、説明をもって調査が終了する旨を説明することとなっています。

③修正申告の勧奨

更正決定等を認められる非違を納税義務者に説明する場合には、原則として、修正申告又は期限後申告をすることを勧められます。この勧奨に応じないかどうかは、納税者に委ねられますが、応じないからといって不利な取扱いを受けることは基本的にありません。

